

第 11 回太子町農業委員会総会議事録

令和 6 年 11 月

太子町農業委員会

議 事 録

開催日時 令和6年11月21日(木) 午前9時30分

開催場所 太子町役場行政棟3階ホール

出席委員 農業委員(14名)

- 1 番委員 赤松 光男
- 2 番委員 前田 俊春
- 3 番委員 新 多恵
- 4 番委員 大西 正美
- 5 番委員 山田 幸雄
- 6 番委員 森川 徹夫
- 7 番委員 塚本 芳文
- 8 番委員 朝生 憲敏
- 9 番委員 倉橋 輝明
- 10 番委員 塚原 栄一
- 11 番委員 檜皮 由美
- 12 番委員 長谷川 秀人
- 13 番委員 松本 雅邦
- 14 番委員 廣岡 正義

農地利用最適化推進委員(6名)

- 北川 智一
- 首藤 俊彦
- 八木 正実
- 佐々木 茂美
- 玉田 隆良
- 森川 明久

欠席委員 農地利用最適化推進委員(1名)

菅原 清隆

農業委員会事務局職員

- 事務局長 栗岡 秀成
- 事務局員 横田 大輔
- 事務局員 藤澤 寛将

事務局 定刻になりましたので、第 11 回太子町農業委員会定例総会を開始します。

議 長 本日はご多忙のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。ただいまの出席委員は、農業委員 14 名、推進委員 6 名です。太子町農業委員会会議規則第 6 条に定められている定足数に達しておりますので、会議は成立していることを宣言します。それでは、これより第 11 回農業委員会総会を開会します。

議 長 議事録署名委員については太子町農業委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定により、7 番塚本 芳文委員及び 10 番塚原 栄一委員を指名します。

議 長 今月の報告事項は 3 件となります。報告内容につきましては、今月開催しました各地区別農業委員会にて事務局より説明を受けておりますので、本日は割愛します。

議 長 それでは審議事項に入ります。本日の審議案件は、3 条申請 3 件、5 条申請が 1 件、非農地証明願 1 件、農用地利用集積計画の決定について、となります。

議 長 まず、3 条申請について審議します。事務局は説明をお願いします。

事務局 受付番号：75、区域区分：市街化区域、申請内容：農地法 3 条申請（所有権移転）、農地の所在：太子町鵜 [REDACTED]、登記地目：田、現況地目：田、面積：172 m²、譲受人：[REDACTED]、譲渡人：[REDACTED]となっています。

譲受人は太子町内で 1,656 m²の農地を耕作されています。耕作機械については、トラクター、軽四トラック、防除機、コンバイン、脱粒機を各 1 台リース等で確保されています。また年間従事日数についても、200 日従事されていることを確認しています。

事務局からの説明は以上となります。

議 長 担当委員は説明をお願いします。

長谷川委員 この申請地は鵜地の南西に位置する農地です。

2 月に 3 条許可申請がありました鵜 [REDACTED] の西隣の農地になります。

この土地は祖母である譲渡人から孫にあたる譲受人への贈与になります。

譲受人の [REDACTED] は姫路市にお住まいですが、近所に実家があり、トラック、トラクターなどは所有し、また父親が所有する農機具、軽トラックなどを共同で使用しております。

また、近隣の馬場の農地を借りて、大豆、小麦を栽培し、JA に出荷され、年間の作業も 200 日程度従事しております。

今年も大豆の作付けを現地の方で確認しております。

本件について問題ないかと思しますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議 長 ただいまの、事務局及び担当委員の説明について、質問、意見等ございますか。

委員一同 (質問・意見なし)

議 長 この案件について、許可することとしてよろしい方は挙手願います。

委員一同 (挙手多数)

議 長 賛成多数でございますので、許可すると決定します。
次の案件について審議します。事務局は説明をお願いします。

事務局 受付番号：76、区域区分：市街化調整区域、申請内容：農地法 3 条申請（所有権移転）、農地の所在：太子町福地■■■■■、登記地目：田、現況地目：畑、面積：2,039 ㎡、譲受人：■■■■■、譲渡人：■■■■■となっています。
譲受人は太子町内で 1,305 ㎡の農地を耕作されています。耕作機械については、トラクター、耕耘機、田植機、軽トラックを各 1 台所有されています。また年間従事日数についても、150 日従事されていることを確認しています。
事務局からの説明は以上となります。

議 長 担当委員は説明をお願いします。

首藤委員 申請地は網干総合車両所の西側の陸橋を北側に降りたところになります。
面積は事務局から説明がありましたとおり、2,039 平米と広い農地です。
当該地につきましては、譲渡人の■■■■■さんと譲受人がご親戚で、2 年前から譲渡の話が出ておりました。
しかし、出荷のための作業をするスーパーハウス、カーポート等がありました。当時は■■■■■が奥さんと一緒にスーパーへ野菜を卸しておられました。
ただ 5 年前に奥さんが亡くなられたことと、■■■■■ご本人が 2 年ほど前から病気になられて農業が継続できないということで、農業委員会の事務局へ譲渡の相談がありました。
ところが、スーパーハウスやカーポートがあつたりで、農用地に無断で建築物

があることから許可できないと伝えて、2年後の今、全て撤去したということで申請が正式にありました。当該地については、地区別の農業委員会で現地を確認して、これらの構造物が撤去されたことを確認済みであります。

譲受人の[]は、現在の住所は姫路ですが、福地地区内に空き家をセカンドハウスとして持っておられて、今は息子さんが仮住まいされています。それから農業の経験は、事務局からも説明がありましたように、経験年数、作業日数、農機具等の確保なども問題がないことを確認しています。

また、地元が進めております石海西部地区の圃場整備計画の区域内にあります。

譲渡人の[]は、圃場整備に仮同意を既にされておられますけど、譲受人の[]についてはまだ検討中で畑作業を継続したいという強い意志もございます。今の状況としては、地元等の圃場整備推進の係と[]がまだ調整を行っているという状況です。

いずれにせよ譲渡人の[]がもう農業をする能力が全くございませんので、このまま農地が荒廃していくことを考えれば、新たに[]に所有権を移すことも地元としてはいいのかなという解釈でいます。

以上、そういう状況の中でご審議をお願いしたいと思います。

議 長 ただいまの、事務局及び担当委員の説明について、質問、意見等ございますか。

委員一同 (質問・意見なし)

議 長 この案件について、許可することとしてよろしい方は挙手願います。

委員一同 (挙手多数)

議 長 賛成多数でございますので、許可すると決定します。
次の案件について審議します。事務局は説明をお願いします。

事務局 受付番号：77、区域区分：市街化調整区域、申請内容：農地法3条申請（所有権移転）、農地の所在：太子町阿曾[]、登記地目：畑、現況地目：畑、面積：436㎡、譲受人：[]、譲渡人：[]となっています。

譲受人は太子町内で12,602㎡の農地を耕作されています。耕作機械については、トラクター、田植機、草刈機、軽トラックを各1台リース等で確保されています。また年間従事日数についても、150日従事されていることを確認しています。

事務局からの説明は以上となります。

議 長 担当委員は説明をお願いします。

長谷川委員 この申請地は、東芝の西側、阿曽地区の北の方にある畑地です。
譲渡人の[]は平成 10 年に申請地を相続により取得されましたが、農地として耕作していませんでした。草刈や保全管理などはされていました。
数年前より売地として出されており、この度、譲受人の[]と売買の話に至ったとのこと。
[]は農地を 12,602 ㎡を所有し、下阿曽の畑にも山椒を栽培されています。このたびの申請地にも山椒を 20 本ほど栽培したいと言われております。
農機具はトラクター、草刈機、軽トラックなど所有しており、農作業にもご本人と息子さんが一緒に年間約 150 日程度従事していることを聞いています。
所有権移転について問題ないかと思しますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議 長 ただいまの、事務局及び担当委員の説明について、質問、意見等ございますか。

委員一同 (質問・意見なし)

議 長 この案件について、許可することとしてよろしい方は挙手願います。

委員一同 (挙手多数)

議 長 賛成多数でございますので、許可すると決定します。
次の案件について審議します。事務局は説明をお願いします。

事務局 受付番号：78、区域区分：市街化調整区域、申請内容：農地法 5 条申請（賃借権設定）、農地の所在：太子町佐用岡[]、登記地目：田、現況地目：畑、面積：298 ㎡、借人：[]、貸人：[]、転用目的：住宅用敷地となっています。

申請地は水管、下水道管、ガス管のうち 2 種類以上が埋設されている道路の沿道の区域にあって、かつ近距離に 2 つ以上の教育施設、医療施設等が存在する（おおむね 500m 以内）の該当事由から第 3 種農地と判定される見込みです。
事務局からの説明は以上となります。

議長 担当委員は説明をお願いします。

玉田委員

申請地は、斑鳩小学校から南東に 250m のところに位置しています。

借人の [] と貸人の [] の関係につきましては、親子関係で、[] が [] の長女です。

このたび、[] にお子さんが生まれ、家族が増えたということで、現在お住いのアパートでは、手狭となり、今回の申請に至ったとのことでした。

隣接農地所有者の [] の同意書、自治会長、水利代表の同意書も提出されております。

以上のことから、この案件について、問題ないと考えますが、よろしくご審議をお願いいたします。

議長

ただいまの、事務局及び担当委員の説明について、質問、意見等ございますか。

委員一同

(質問・意見なし)

議長

この案件について、兵庫県に進達することとしてよろしい方は挙手願います。

委員一同

(挙手多数)

議長

賛成多数でございますので、兵庫県に進達すると決定します。

次の案件に入ります。事務局は説明をお願いします。

事務局

受付番号：79、区域区分：市街化調整区域、申請内容：非農地証明願、農地の所在：太子町佐用岡 []、登記地目：田、現況地目：宅地、面積：168 m²、願出人：[] となっています。

願出地には、20 年以上前から住宅が建築されていることを平成 14 年の航空写真により、すでに農地ではないことを確認しています。事務局からの説明は以上となります。

議長

担当委員は説明をお願いします。

玉田委員

申請地は、斑鳩小学校から南東に 370m のところに位置しています。

今回、申請のあった非農地証明につきましては、銀行の融資の手続きの関係で、所有される土地の登記と現況に差異があることが分かり、それを是正するため、本申請に至ったとのことでした。

申請地の上の建物につきましては、昭和 54 年頃の建設ということで、45 年以上前から建っており、始末書と自治会長、水利代表の同意書も付いてあります。

以上のことから、宜しくご審議をお願いします。

議長 ただいまの、事務局及び担当委員の説明について、質問、意見等ございますか。

委員一同 (質問、意見なし)

議長 この案件について、証明することとしてよろしい方は挙手願います。

委員一同 (挙手多数)

議長 賛成多数でございますので、証明すると決定します。
続きまして、農用地利用集積計画の決定について審議します。事務局は説明をお願いします。

事務局 受付番号：80、農用地利用集積計画の策定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により決定を求めます。太子町長より令和6年10月31日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。

申請総数：146筆、137,657.64㎡、権利種別：使用貸借146筆、137,657.64㎡、賃借0筆、0㎡、利用権の設定：再設定0筆、0㎡、新規146筆、137,657.64㎡、設定期間：10年146筆、137,657.64㎡、6年0筆、0㎡、3年0筆、0㎡

以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

事務局からの説明は以上となります。

議長 ただいまの、事務局の説明について、質問、意見等ございますか。

委員一同 (質問・意見なし)

議長 この案件について、農用地利用集積計画を原案どおり決定することとしてよろしい方は挙手願います。

委員一同 (挙手多数)

議長 賛成多数でございますので、兵庫県に進達すると決定します。
以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了しました。
これをもちまして、第11回太子町農業委員会総会を閉会します。

太子町農業委員会会議規則第13条2の規定により署名する。

太子町農業委員会

議長
(会長)

前田俊春

議事録署名委員
(7番塚本芳文委員)

塚本芳文

議事録署名委員
(10番塚原栄一委員)

塚原栄一